

※下線は川久保皆実議員による。

出典 つくば中央公園リニューアル基本計画(案)および同計画から一部抜粋(つくば市ウェブサイト)

つくば中央公園リニューアル基本計画(案)



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/122/centralparkplan250519.pdf>

つくば中央公園リニューアル基本計画



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/122/centralparkplan2508.pdf>

基本計画(案)

基本計画

C. 幅広い世代が過ごせる居場所づくり

■ 現状・課題

- ・小さな子どもと過ごせる場が少ない

- 子どもから大人まで幅広い世代がゆったりと過ごせる新たな居場所の整備を検討。 例：図書館と連携した屋外で本を楽しむ取組など
- 遊具設置の要望も多いが、中央公園の魅力である芝生や池が広がる環境をいかしたりリニューアルを検討しているため、今の公園環境を変える必要がある大型遊具の設置は行わない方針。

C. 幅広い世代が過ごせる居場所づくり

■ 現状・課題

- ・小さな子どもと過ごせる場が少ない

- 子どもから大人まで幅広い世代がゆったりと過ごせる新たな居場所の整備を検討。 例：図書館と連携した屋外で本を楽しむ取組など
- 遊具設置の要望も多いが、中央公園の魅力である芝生や池が広がる環境をいかしたりリニューアルを検討しているため、今の公園環境を変える必要がある大型遊具の設置は行わない方針。公園環境を変えない程度の小規模な遊具については検討する。

※下線は川久保皆実議員による。

出典 つくば中央公園リニューアル基本計画(案)および同計画から一部抜粋(つくば市ウェブサイト)

つくば中央公園リニューアル基本計画(案)



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/122/centralparkplan250519.pdf>

つくば中央公園リニューアル基本計画



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/122/centralparkplan2508.pdf>

基本計画(案)

B. 多様な利活用を可能にする設備の整備

■ 現状・課題

市民や利用者から、イベント等に対応した設備や、もっと多様な活用ができるような設備の整備を望む声が出ている。

- 電源設備の設置
- 手洗いの追加や改修
- ルールづくりや多様な活動を促す仕組みづくり

基本計画

B. 多様な利活用を可能にする設備の整備

■ 現状・課題

市民や利用者から、イベント等に対応した設備や、もっと多様な活用ができるような設備の整備を望む声が出ている。

- 電源設備の設置
- 手洗いの追加や改修
- ルールづくりや多様な活動を促す仕組みづくり
- 池の水源となっている井戸を、災害時に活用できるよう整備を検討する。

※下線は川久保皆実議員による。

出典 上記条例から一部抜粋
(つくば市ウェブサイト)

○つくば市空き地除草条例

平成3年3月20日
条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、空き地の除草に関し必要な事項を定めることにより、空き地及びその周辺地域の環境を保全し、もって市民の安全及び健康の維持に寄与することを目的とする。

(平9条例39・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 現に人が使用していない土地をいう。
- (2) 雑草 草その他これに類する物で自然に生えたものをいい、枯れた物を含む。
- (3) 環境を損なう状態 雑草が繁茂し、又はたい積し、かつ、それらが放置されているために人の健康を害し、火災の誘因となり、若しくは生活環境が悪化し、又はこれらのおそれがある状態をいう。

(平9条例39・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空き地の適正な管理に関する啓蒙、指導その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第4条 空き地の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、その所有又は管理をする空き地が環境を損なう状態にならないよう適正な管理に努めなければならない。

(平9条例39・一部改正)

(除草地区の指定)

第5条 市は、次に掲げる地域であつて、その環境を良好に保全するため必要と認める区域を



https://www1.g-reiki.net/tsukuba/reiki_honbun/e019RG00000356.html

※下線は川久保皆実議員による。

出典 上記条例から一部抜粋
(つくばみらい市ウェブ
サイト)

○つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例

令和3年9月29日
条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、空き地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き地及び周辺地域の環境を保全し、もって市民の安全及び健康の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に近接する土地で、現に使用していない土地の部分をいう。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項の農地を除く。
- (2) 雑草等 雑草、枯れ草又は立ち木をいう。
- (3) 環境を損なう状態 雑草等が繁茂し、かつ、管理されていない状態でその状態が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合又は該当する恐れのある場合をいう。
 - ア 害虫の発生原因となっている場合
 - イ 火災の予防上危険と認められる場合
 - ウ 交通の障害となっている場合
 - エ 犯罪の防止上好ましくない場合
 - オ 近隣の生活環境に支障をきたしている場合

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空き地の適正な管理に関する啓発、指導その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第4条 空き地の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、その所有、占有又



https://www.city.tsukubamira.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r339RG00001122.html

※下線は川久保皆実議員による。

出典 上記条例から一部抜粋
(つくば市ウェブサイト)

○つくば市空き家等適正管理条例

平成24年9月27日
条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の管理の適正を図り、倒壊等の事故及び犯罪等を防止し、もって市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市内に所在する建築物で居住者がいない状態にあるもの及びその敷地をいう。

(2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。

ア 老朽化又は台風、地震等の自然災害によって、建築物が倒壊し、又は建築物に用いられた建築材料が飛散し、若しくははく落することにより、当該建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態

イ 建築物に不特定の者が侵入することにより犯罪が誘発されるおそれがある状態

ウ 建築物の敷地内にある樹木又は雑草が繁茂し、放置され、当該敷地の周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態

(3) 所有者等 市内に所在する建築物又はその敷地を所有し、又は管理する者をいう。

(空き家等の所有者等の義務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正な管理をしなければならない。

(情報提供)

第4条 市民は、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、市長に対し、規則で定め



https://www1.g-reiki.net/tsukuba/reiki_honbu/n/e019RG00000979.html

【資料5】つくば市男女共同参画推進基本計画

川久保皆実議員
令和8年定例会6月定例会議
一般質問資料

※下線は川久保皆実議員による。

出典 上記計画(前期・今期)
から一部抜粋



前期計画 (2018~2022)

指標一覧

No.	項目	実績値 ⁽¹¹⁾	現状値 ⁽¹²⁾	前計画指標 平成 29 (2017) 年度	本計画指標 平成 34 (2022) 年度	担当課
中略						
2-3	審議会等委員の女性委員の割合	全体で 23.5% (平成 24 年 4月1日現在)	全体で 30.0% (平成 29 年 4月1日現在)	全体で 30.0%	<u>各審議会毎に 30.0%</u>	男女共同 参画室

今期計画 (2023~2027)

【活動目標量】

全ての施策について自課評価を実施するのではなく、各基本目標ごとに数値目標を立てることが適切な施策に具体的な活動をどの程度行ったかを測る目標量を設定し、その実施状況を毎年評価します。

基本 目標	項目	現状値 令和3年度(2021年度)	目標値 令和9年度(2027年度)
中略			
Ⅱ	審議会等委員(附属機関)の女性委員の割合	27.5% 令和4年(2022年)4月1日現在	<u>40%以上</u> 令和9年(2027年)4月1日時点

【資料6】公園内バスケットゴール設置に関するアンケート結果

川久保皆実議員
令和8年定例会6月定例会議
一般質問資料

出典 つくば市ウェブサイト
から一部抜粋



https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/kensetsu/ubukoen_shisetsuka/gyomua/nnai/2/14166.html

6) 設置してほしい地区

※枠線は川久保皆実議員による。

回答	回答数						割合
	18歳以上	高校生	中学生	小学生	未就学児	合計	
筑波地区	44	4	11	13	0	72	21.8 3%
大穂地区	32	0	5	6	0	43	13.0 7%
豊里地区	36	1	5	5	0	47	14.2 9%
桜地区（竹園、並木周辺）	88	2	10	20	0	120	36.4 7%
桜地区（流星台周辺）	68	1	11	12	0	92	27.9 5%
谷田部地区（研究学園周辺）	79	2	10	20	1	112	34.0 4%
谷田部地区（二の宮、松代周辺）	75	2	10	12	0	99	30.0 9%
谷田部地区（みどりの、万博地区周辺）	80	1	14	17	2	114	34.6 5%
荃崎地区	31	0	2	1	0	34	10.3 3%

※枠線は川久保皆実議員による。

出典 上記基本設計(案)から
一部抜粋
(つくば市ウェブサイト)



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/122/centralparkkihonsekkeian202606.pdf>

7 その他の改修

※現時点での案であり、実施設計の段階で変更になる可能性があります。

1 園内サイン等

- ・サインが老朽化していることや、デザインがバラバラで統一感がなくわかりにくいことから、統一デザインによる誘導サイン、総合案内サインを設置します。
- ・公園や周辺施設の情報を発信するデジタルサイネージの設置を検討しています。
- ・公園利用の幅を広げるため、Wi-Fiスポットの整備も検討しています。



2 植栽

- ・公園環境を守るため、既存の高木は生育上の問題があるものを除き、積極的に保全します。
- ・植栽が繁茂して見通しが悪い、夜間暗くて怖いといった意見が寄せられていることから、一部の中低木は伐採し、見通しや安全性を確保します。



3 トイレ

- 芝生広場にある屋外トイレ
 - ・街路灯の明るさや設置位置を検討し、周辺の暗さを解消します。
- レストハウスのトイレ
 - ・内装の改修および和式便器の洋式化を検討しています。



4 照明

- ・夜になると園路でも暗い場所が多く危険なことから、既存照明の交換や、新たな照明の設置を行います。
- ・エリアやシーンに合わせた色温度や照明のデザインを検討しています。



5 園路

- ・劣化や段差がある部分についての改修を検討しています。



6 災害用井戸

- ・災害時に生活用水として活用できる井戸を設置し、くみ上げは手押しポンプ式にするを検討しています。

